



特集2

原子力問題と労働運動・政党

— その歴史的展開

はじめに

東日本大震災に伴う福島第一発電所の原発事故は、原子力をめぐる利権構造への一般の関心を呼び起こした。この利権構造の主役は経済産業省と電力業界、脇役は発電機器の製造企業、政権党、「御用」研究者などだが、関係業界の労働組合もセリフの少ない「小悪役」としてメディアの単純な図式のなかに登場する。その一方で、かつては原子力に反対した労働組合も少なくなかった事實は、忘却されがちである。

本特集はこうした世の風潮に抗い、原子力に対する日本の労働組合の関わりについてある程度包括的、かつ時系列的な記述を試みる。ここで包括的というのには、いくつかの含意がある。第一に、原子力推進の立場をとる労組だけでなく、反対の立場をとる労組も対象とする。第二に、全国労働団体を主に、産別組織の動きのほか、例示的に地方組織にも言及する。第三に、労組が原子力に対する立場を表現する主要な回路となってきた組織や、労組との相互作用を通じて原子力に対する政策を形成してきた組織の動きにも言及する。具体的には原水爆禁止運動と政党である。後者はかつての社会党および近年の民主党が中心となる。

以下のⅠ、Ⅱでは、一九五〇年代から八〇年代末までの日本における原子力と労組との接点を明らかにしていきたい。また、Ⅲでは九〇年代以降、最近までの動向を概括する。

Ⅰ 原子力をめぐる労組の路線対立の形成と展開（一九五四〜八五年）

1 原子力研究機関と労働組合

●日本における原子力開発の開始

日本の原子力開発は、五〇年代前半の米国の原子力政策によって可能となった。米国は、ソ連や英国の核兵器保有という現実を直面して従来の秘密主義的な原子力政策を転換し、原子力技術や核物質の提供による同盟国との関係強化に動き出した。日本では五四年三月四日、日本初の原子力予算を盛り込んだ予算修正案が衆議院本会議で可決され、四月三日に成立した。

これに対し、日本学術会議は、政府の原子力政策の独走に歯止めをかけるため、「原子力の研究と利用に関し公開、民主、自主の原則を要求する声明」を五四年四月二三日の総会で採択した。同声明は、民生用原子力開発が米国の軍事開発の延長線上で行われることで厳しい労務・情報管理が敷かれ、人権が制限されることへの危惧を示した。相前後して発生した五四年三月の第五福竜丸事件は、原水爆禁止運動の高揚につながった。

こうした情勢を受け、民主党・自由党・左派社会党・右派社会党の四党による両院合同の委員会が原子力法体系の整備を検討し、五五年一二月、原子力基本法を成立させた。同法第二条の「原子力三

原則」は、「原子力力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする」とうたった。

●原研労組の取り組み

この原子力三原則に準拠した労働運動を展開したのが、日本原子力研究所（原研）の労働組合である。原研は五五年一月、米国が提供する濃縮ウランと原子炉技術の受け入れ主体として発足し、五年の日本原子力研究所法によって同年六月に財団法人から政府系特殊法人となった。その主業務は原子力研究全般と原子炉の設計・建設・運転であるとされた。

原研は研究炉としてJRR3（天然ウラン重水型、六二年九月臨界を開発したものの、次の段階の動力試験炉は米国ジェネラル・エレクトリック（GE）社の沸騰水型軽水炉を購入することになった。この沸騰水型軽水炉JPD Rは、六三年一〇月二六日（後に「原子力の日」となる）、日本初の原子力発電に成功した。

また、五七年には正力松太郎の意向でいきなり商業炉として英国からコールドホール型黒鉛減速ガス冷却炉の導入が決まった。しかし、その導入主体は原研ではなく、新たに設立された日本原子力発電（日本原電）であった。こうした事情を抱える原研にあつて、日本原子力研究所労働組合（原研労組）は原研の特殊法人化に二週間先立って結成された。原子力技術の実像は確立された技術にはほど遠く、初期の原子炉は常にトラブルを抱えていたため、共産党系の原研労組は安全を十分に考慮した勤務体制を要求し、原研当局としばしば衝突した。五九年六月から六四年三月までの間に六六回、

六三年だけで四四回のストが発生した。²⁾

これに対し、衆院科学技術振興対策特別委員会は六四年一月、中曾根康弘を委員長とする原子力政策小委員会を設置して「原研問題」の調査を行い、六四年三月に原研改革の基本方針を提示し、原研は政府系原子力開発の中核機関としての地位を剝奪され、研究所内の労務管理も大幅に強化された。六八年一月、JRR3で燃料破損が続いていることを組合員が職場新聞で取り上げたところ、研究所は「事実を歪曲した」として三人に停職や配転の処分を下した。後にこの原子炉の汚染のほどさが判明し、原子力委員会は原子炉の運転中止と汚染除去の指示を出した。また六八年、東海村に建設予定だった再処理工場について茨城県平和委員会が反対署名を実施して東海村村議会に請願を行い、これに原研職員と家族三二七人が賛同した。原研当局は村議会に無断でコピーした署名簿を見て職員を呼び出し、「動燃事業団との友好に反する」ことを理由に訓告を行ったという。

七〇年代に入ると、原研労組は核物質防護を理由とした原研当局による職員への監視体制の強化に抗した。核物質防護とは、核物質を不法行為者が入手することを物理的手段により防止することを指し、核物質の物理的防護とも呼ばれる。問題は、核物質防護を理由に、民生用原子力施設の労働者や研究員に対しても、監視体制が強化されたことである。これについては七〇年代、たとえば米国の消費者運動指導者のラルフ・ネーダーが、ドイツではロベルト・ユンク（フランスやドイツなどの経験をもとにした「原子力帝国」の著者）が、核物質防護や「ヒューマン・ファクター」の管理を理由にした思想調査や人権侵害、警察国家化の危険を警告していた。

原研でも七六年頃から職場への監視体制が強化され始め、当局は七八年二月、核物質防護を理由に職員を顔写真入りの身分証明書で管理しようとした。これに対して労組側が身分証明書を回収したため、組合執行委員が処分された。また、原研労組は七八年一二月、京大原子炉実験所（大阪府熊取町）の職員組合と共同で、行きすぎた核物質防護対策に反対する声明を発表した。

身分証明書をめぐる原研での紛争は、最終的に八七年一二月、中央労働委員会の勧告を受け入れる形で和解が成立した。当時国会では原子炉等規制法改訂が審議されており、その付帯決議のなかに、原子力三原則を定めた原子力基本法の精神の堅持や基本的人権・学問研究の自由の尊重が盛り込まれた。

このように原研労組は、職場に固有の課題に正面から取り組んだ。同じく政労協（総評傘下の政府関係特殊法人労働組合協議会）加盟の動燃労組が原子力推進、理化学研究所（理研）労組が反原子力の立場だったのと比べ、原研労組は原則的に原子力の民生利用を肯定しつつも、具体的な日本の原子力政策の進め方を批判していた。しかし、政府の原子力政策は原子炉の基礎研究を軽視し、また労務管理の思惑もあって、新型炉の研究開発権限を原研から動燃に移したため、原研自体の地位が低下した。同時に、反原発運動が台頭してくると原研労組の取り組みは目立たなくなった。

2 原水爆禁止運動と労働組合

●原水爆禁止運動の開始と原水協の分裂

労働組合と原子力問題の関係を語るうえで、原水爆禁止運動への

労働組合の関わりは重要である。五四年三月の第五福竜丸事件を受けて、原水爆反対の署名は三〇〇〇万人を超えた。五五年八月には原水爆禁止世界大会が開催され、同年九月には反核運動の恒常的な組織として「原水爆禁止日本協議会」（原水協）が結成され、全都道府県や市町村単位の支部組織も形成されるなど、文字通りの「国民運動」になった。

しかし、五七年頃から原水禁運動のなかで共産党や総評・社会党の影響力が強まるにつれ、軍事基地反対運動や日米安保条約改定反対闘争との連携に反対する保守系の団体や地方自治体は原水協からの離脱を始めた。安保条約容認の立場をとっていた全労会議と、それを支持母体に六〇年に社会党から分裂した民主社会党（民社党）は、六一年一二月、核兵器禁止平和建設国民会議（核禁会議）を結成した。

その後、原水協内部では社会党系と共産党系の対立が激化した。焦点となったのは、共産党がソ連と中国を平和勢力、欧米を帝国主義・戦争勢力と区別し、前者による核保有や核実験は防衛的なものとして擁護したことである。その結果、社会党や総評、中労連、新産別、地婦連、日青協、日本山妙法寺、社青同、憲法擁護国民連合（護憲連合、五四年設立の総評系国民運動組織）、日本婦人会議などの団体は、「いかなる国の核兵器の製造、貯蔵、実験、使用、拡散にも反対、その完全禁止と全廃をめざす」方針を掲げ、六五年二月、原水爆禁止日本国民会議（原水禁）を結成し、八月には独自に「被曝二〇周年原水禁世界大会」を開催した。こうして日本の反核運動では、共産党系、社会党・総評系、民社党・同盟系が鼎立した。このうち原水禁は、「いかなる国」の核兵器にも反対する立場

から、「いかなる原子力利用」にも反対する立場へと先鋭化していく。

その伏線となったのは、米軍原子力潜水艦の横須賀、佐世保の基地化が日本に要請されたことである。原潜基地化は核兵器の日本国内持ち込みを伴うことが予想され、当時技術的に未確立だった潜水艦用原子炉（加圧水型軽水炉）が放射能汚染を起こす可能性への懸念もあつた。たとえば六八年七月、原潜が一〇〇回近く寄港してきた沖繩・那覇軍港の海底土を沖繩原水協（原水禁加盟）が採取し、自然界に存在しない放射性物質を検出した。七〇年から日本の商業用軽水炉が続々と運転を開始したのに伴い、敦賀や東海の発電所周辺での放射能汚染も発覚する。こうして原潜および原子力軍艦の使用する港湾・基地と原子力施設とともに公害の発生源としてとらえられるようになった。

原子力潜水艦の寄港反対闘争は、原子力技術の軍民不可分性への原水禁の認識も高めた。原水禁の幹部は、東海原発に採用された炉型が英国の原爆用プルトニウムの生産用であること、加圧水型軽水炉が米国の原潜用に開発された炉型であること、東海村に建設設計中の核燃料再処理工場がプルトニウムを分離抽出する工場であり、潜在的な核兵器製造能力獲得への第一歩となりうることに注目した⁵⁾。

●原発反対の住民運動の始まりと組織化

六〇年代後半に入ると、三重県南島町と紀勢町にまたがる芦浜地区への中部電力の原発建設計画をめぐる、漁協や町ぐるみの反対運動が発生した。また、東海村への動燃による再処理工場の建設につ

いて、茨城県議会や東海村に隣接する勝田市と日立市の市議会が反対を決議し、茨城県漁業共同組合連合会も反対を表明した。

やがて反対住民の組織化は全国各地へ広がり、一部の原発計画地点では共産党系や社会党・総評系の地方組織が住民運動を支援し始めた。たとえば新潟県柏崎市では、六八年九月に柏崎地区労働期大会で原発誘致反対が決議され、地区労と地元の世界・共産両党を中核にした「原発反対市民会議」が組織された。七〇年頃から、革新系の団体は、北海道岩内町（泊原発計画）や福井県（敦賀・美浜・大飯・高浜）などでも住民運動への積極的な支援を始めた。

原水禁の中央も六九年八月の「被曝二四周年原水禁世界大会」で初めて「核燃料再処理工場設置反対の決議」を採択し、同年一月末には柏崎市で初の反原発全国活動者会議を開いた。続いて七〇年八月の「被曝二五周年」大会は初めて基調報告に原発問題を入れ、特別企画として「原子力平和利用に関する分科会」を設けた。また、同年一月には「原発・再処理工場反対全国連絡会議」を茨城県那珂湊市で開いた。さらに、七一年八月の「被曝二六周年」大会は初めて「反原発」を中心課題に掲げ、七二年八月の「被曝二七周年」大会は「原発・再処理問題分科会」を常設にした⁶⁾。原水禁に押される形で総評や社会党も原子力批判を強めた。

3 社会党の原発政策

●綱領では原子力の「平和利用」を肯定

五五年に左右両派が統一して新発足した社会党は、綱領を右派の主導で作成し、原子力の「平和利用」を肯定していた。五七年一月

一七日の「原子力平和利用に関する方針」は、「わが国の経済力の拡大と、原子力産業の自主性を確保するため、原子力技術の徹底的な国産化を推進する」が、それは「少数資本の独占にゆだねられるべきでは」なく、「徹底的に社会化する」ことを求めていた。また、使用済核燃料の再処理によるプルトニウムの抽出は、自主的な原子力開発の前提となるので、これを燃料として生産するための体制を整備強化するという立場だった。

しかし、五〇年代後半には、安保闘争や三井三池争議の高揚を背景に、総評主流の支援を受けた社会党左派が勢力を伸ばした。六六年一月の党大会で承認された綱領的文書「日本における社会主義への道」（通称「道」）は左派主導で作成され、七〇年一二月の党大会で成田知巳委員長と石橋政嗣書記長の左派主導の体制が誕生し、七七年末まで七年間にわたって継続した。党内左派支配の安定が反原発闘争への支援を容易にしたものの、共産主義諸国でも強力に推進されていた原子力発電に反対の立場をとることは、科学技術の進歩に生産力の発展を求めるマルクス主義からみて、自明ではなかった。社会党の反原発政策は、原水禁や党の地方活動家の影響によって採用されたものである。

●原発の新・増設と再処理工場建設計画の即時中止を要求

社会党政策審議会は七二年一〇月、「当面の原子力発電に関する見解と政策」を決定し、「すでに稼働中ないし地上装置の建設が進んでいるもの以外の、原子力発電所新・増設計画及び再処理工場の建設計画を、すべて即時中止することを要求」した。これは七二年一月二八日の党大会で党の運動方針に採用された。翌日の一月二九

日から三一日まで、原水禁は福井県敦賀市で原発反対運動全国活動者会議を開き、一八都道府県の原発住民運動代表が参加した。

さらに七二年九月一日、総評・社会党は東海村に近い茨城県水戸市で、初の「原発対策全国代表者会議」を開催し、「中央に社会党、総評、原水禁国民会議、電力関係労組などを中心に共闘会議を結成、各地の住民運動組織と連絡をとって、政府に要求を出す」方針を決定した。要求の内容としては、①運転中または建設が大幅に進んでいる原発については、その管理、安全、監視体制を抜本的に改善するため、運転の一時停止などの措置をとり、十分に信頼し得る体制を早急に確立すること、②新たな建設計画や、建設がそれほど進んでいないもの及び再処理工場は、安全のための諸条件が満たされない限り建設を取止めること、③自治体の首長の意思や議会の議決と、住民の意思（住民投票や署名の結果）が相反する場合は住民の意思を尊重すること、を挙げた。

また、原水禁は七二年一〇月に東京で「核燃料工場反対全国活動者会議」を開き、各地の原発住民運動代表のほか、大学や市井の研究者、市民運動グループが参加した。

こうして総評・社会党の反原発闘争は七二年中に態勢が確立し、七三年から住民運動への支援を本格化させた。七三年には東海第二原発の設置許可取り消しを求める行政訴訟（一〇月提訴）や福島第二原発一号炉に関する原子力委員会主催の公聴会阻止闘争（九月）への組織的支援が行われた。石油危機後の七四年には、柏崎市荒浜地区の原発建設予定地に、新潟県評（新潟県労働組合評議会）などの支援を受けた反対派が団結小屋を建設した。また、佐賀県玄海町では、総評系の「玄海原発設置反対佐賀県連絡会議」が労組員九〇

○人を動員し、建設中の玄海原発への核燃料搬入を妨害する全国初の行動を行い、機動隊五〇〇人と対峙した。⁹⁾

4 原子力をめぐる労組間対立の明確化

(1) 七〇年代初めまでの電力産業労組の動向

●原子力に対する労組の立場の相違

原子力に対する労組の立場の相違は、電力労働界における対立構造にも規定された。戦後の電力労働者は四七年五月に日発と九配電社を網羅する全国単一の産業別組織、日本電気産業労働組合（電産）に組織された。電産は共産党の影響下にあった産別会議の有力組合で、いわゆる「電産型賃金」などの成果を獲得した。しかし、朝鮮戦争勃発を背景にGHQが組合からの共産党員排除を指令すると、電産内部でも反共主義の民主化同盟が主導権を握り、総評の有力組合に発展した。

しかし、総評が戦闘性を強めるにつれ、GHQや使用者側は労働争議の挑発と第二組合育成により分断を画策した。GHQの指令（五一年）による日発の解体と発送配電を地域独占する九電力体制の確立は、産業別組織の解体と企業別組合への再編を狙っていた。

電産は五二年秋の賃金闘争で、一六次にわたる電源ストなどの戦闘的な闘争を展開したものの、会社側に敗れた。これを機に企業別の第二組合を結成する動きが加速し、五四年五月、全国電力労働組合連合会（電労連）が発足した。電産は五六年、地方ごとに電労連と統一する方針を決定し、統一を拒否した電産中国を残して解散し

た。電労連は六四年に発足する同盟の有力単産に成長していく。

●電労連への統合の不調と総評系の全電力結成

旧電産系労組と電労連との統合は、必ずしも容易には進まなかった。たとえば、九州電力労働組合（九州電労）では、五八年に運動方針や組合運営方法の対立から旧電産グループが全九州電力労働組合（全九電）を結成し、六二年に総評に加盟した。

また、北海道では五六年に第二組合と電産北海道が統合し、北海電労を結成したが、旧電産系勢力は総評路線の支持を続けた。六四年に電労連が同盟に一括加入する方針を打ち出したのを受け、北海電労は道同盟に加入したが、地区労（全道労協系）からの脱退については各支部の自主的判断に委ね、九支部のうち旧電産系勢力の強い五支部は地区労にとどまった。両勢力の対立は六八年七月の大会で頂点に達し、これを機に全北海道電力労働組合（全北電）が結成され、総評系の全北海道労働組合協議会（全道労協）に加盟した。電産中国を中心に、全北電、全九電、および九州電力検集労働組合（九電検集労）は、総評系の全日本電力労働組合協議会（全電力）を結成した。七〇年時点で組合員数は中国電産一二〇〇人、全九電三〇〇〇人、全北電二五〇人、検集労六〇〇人だった。¹⁰⁾

●原発に対する全電力と電労連の方針

全電力は七一年一月初頭、「原発に関する全国会議」を福岡市で開き、反原発住民運動との連携や総評と協力して電力企業内での反原発闘争を進めることを決めた。その際、反原発闘争を進める理由として、①米国の原潜用に開発された軽水炉技術の安全性への懸

念、②電力会社が原子力基本法の三原則（自主・民主・公開）を無視する恐れが強いこと、そして、③日本の放射性物質取扱基準の不備が原発労働者の被曝リスクを高めることを挙げた。

これに対して、電労連は五七年七月の大会で初めて原子力についての態度を明らかにし、原子力発電の導入に「反対はしない」が、「人命・人身に対する安全が完全に確保されること」、「導入・建設は国家的立場から推進されること」を条件とした。しかし、公害問題のため火力発電所の立地が困難になると、七〇年一二月の「公害をなくそう同盟中央集会」では「公害防止のための原発推進」を電労連の方針として提起した。

(2) 七〇年代半ば以降の労組の原発政策

●労組間の立場の違いの鮮明化

原子力をめぐる労組間の立場の違いが鮮明になるのは七四年以降である。その背景としては、まず石油危機の影響が指摘できる。石油危機は火力発電の燃料費高騰を招き、電力会社や政府の原子力推進姿勢を強めた。同時に、全国的な景気後退は経営合理化を促したが、労使協調路線の労組はこれに協力する傾向にあるため、階級組織志向の労組や労組員との対立が先鋭化した。さらに、労働界全体の再編論が唱えられたことも、原子力をめぐる対立を助長した。

七四年九月に原子力船「むつ」の放射能漏れ事故（むつ）事件が起きた。これを契機に高まった原子力行政への批判を受け、三木武夫首相は諮問機関として原子力行政懇談会を設置した。委員は原子力関係者の他、財界や労働界、原発所在地の自治体首長などで構成され、七五年三月に首相官邸で行われた初会合では有沢広巳

東大名誉教授が座長に選ばれた。

最終答申は七六年七月三〇日に提出されたが、その要点は、第一に、原子力施設の許認可権限の合理化にあり、科学技術庁が独占していた権限を縮小して研究開発段階の原子炉やその他の原子力施設に限定し、商業用原発については通産省に移管した。第二に、原発立地手続における「公開ヒアリング」制度の導入である。これは通産省の省議決定等にもとづく行政指導の形で導入され、八〇年から実施に移される。第三に、原子力安全委員会の設置である。これは七八年一〇月に発足した。

日本の原子力行政改革は、米国の原子力行政機構の改革を意識したのだが、実質は大きく異なる。米国の原子力規制委員会（NRC）が多数の専任職員を擁し、原子力施設の許認可権限を持つ独立行政委員会であるのに対し、日本の原子力安全委員会は専任職員も許認可権限も持たず、事務局を原子力推進機関である科技庁に依存する諮問機関にすぎなかった。その仕事は、原子力委員会と並行して、通産省による安全審査を「ダブルチェック」するにすぎない。

また、「公開ヒアリング」は、電調審（電源開発調整審議会）上程前の環境審査段階で通産省が「第一次」、電調審承認後の安全審査段階で原子力安全委員会が「第二次」のヒアリングを開くが、これも米国のように司法的性格を持たず、住民との質疑応答を加味した説明会にすぎない。

反対派の代表として酒井一三副議長を参加させていた総評は、一六項目の「意見書」を原子力行政懇談会に提出したが、黙殺されたことに反発し、七五年一〇月に委員を引き揚げた。総評は、とくに原子力安全委員会が諮問機関とされた点を問題とし、一〇月二五日

に佐世保市で開いた反原発運動の全国代表者会議で、社会党と協力して「反原発」色を一段と鮮明に打ち出すことを決めた。

●同盟と電力労連の対応

同盟は稲垣武臣電力労連会長・同盟副会長を原子力行政懇談会に参加させた（組織の略称を冠した機関紙が七八年の大会以降「電労連」から「電力労連」に変更されたため、ここでは七八年以降「電力労連」の略称を用いる）。同盟は、前後して資源エネルギー政策を労働組合の立場から検討すべく、稲垣副会長を委員長に同盟傘下の様々な業種の組合が参加する資源エネルギー対策委員会を設置していた。その中間報告は七五年一月の全国大会で発表され、「原子力の平和利用を正しく強力に推進すべき」との立場にもとづきながら、原子力委員会の解散と「原子力規制委員会」の設置、原子力開発国民会議」の設置、放射性物質の規制強化などを提案した。

同盟のエネルギー政策を主導していた電労連も独自の提言として七五年二月、原子力の「開発促進より体制整備が先決」とする「原子力開発に対する提言書」をまとめ、電気事業連合会と政府に申し入れた。電労連の原子力に関する最初の提言（六六年一月）は、原子力発電開発への労組としての協力を惜しまない旨を表明したにすぎなかったが、七五年二月の第五提言書は、原発労働者の放射線被曝線量が年々増加している事実を懸念し、「原子力発電は完成された技術ではなく、まだ商業運転にはほど遠い」と断定し、「原発労働者の放射線対策を充実しなければ原発増設への反対も考えられない」という立場を打ち出した。また、原子力行政についても、原子力委員会を推進担当の「開発委員会」と安全担当の「規制委員会」

に分割し、後者は「行政委員会」にして許認可権限を含む安全問題の全責任を与えるという米国型の改革を提唱した。

しかし、この提言書は電労連加盟労組からの強い反発を招き、批判を受けた稲垣執行部は退陣に追い込まれた。七五年八月の定期大会では橋本孝一郎中電労組議長が新会長に就任し、事務局長には日本原子力発電労組の青木賢一委員長が選ばれた。その際決定された活動方針は、軽水炉型原発がすでに環境・安全面で十分実用の域に達していると結論づけた。以後、電力労連は政府の原子力政策を留保なしに支持する立場を強めていく。

たとえば、電力労連は七九年六月一三日の三役会で「米国スリーマイル島原発事故についての電力労連見解」をまとめ、「同様のことが起こっても、日本の原発では安全は十分に確保されると確信する」と述べている。また、同年九月に札幌で開催された電力労連の定期大会では、橋本会長が再び日本の原発の安全性を強調し、「安全性について経営側が相当の決断を行うならば、原子力発電電場の争議権を自主規制することを公にする」と述べた。

電力労連のこうした態度の背景には、被曝を伴う労働における下請け労働者の割合の増加が指摘されている。七〇年代半ばは、原発労働者の被曝量が大幅に増加していく転換点にあった。七四年まで正社員の被曝量が全原発労働者のその四分の一を占めていたのに対し、七五年以降は正社員の被曝量の伸びが止まった一方で、下請けの被曝量が急激に増加していく。電力労連は、正規雇用者のみを代表する組合となることで、原発大量運転に伴う被曝労働の増加という現実に対応したのである。

●電力労連による原発推進活動の活発化

相前後して電力労連は、原発推進活動を活発化させた¹⁶⁾。それは多方面にわたるが、第一に、各電労に対する教宣活動や電気事業連合会に対する交渉（六八年以来年二回開かれている電力中央労使会など）といった電力業界内の原子力推進活動が挙げられる。

第二に、同盟と民社党を基盤とした推進活動がある。地方レベルでは地方同盟・民社党支部を通じた住民への広報活動が水面下で行われた。中央では、同盟や民社党のエネルギー政策は実質的に電力労連の方針を踏襲し、主要な役職に電力労連出身者が就いた。中央レベルの啓蒙活動としては、たとえば電労連・同盟・社会経済国民会議が七六年以降、毎年三月に開催したエネルギー・シンポジウムを挙げることができる。他の例として、関係地方同盟の代表を集めて七八年五月に開催された「原子力問題地方代表者会議」がある。また同盟は、七九年六月に「米国の原発事故にともなう当面の方針」を発表し、「国民的合意が形成される場を設ける必要がある」として、中央に首相の諮問機関として「エネルギー国民会議」、各都道府県に知事の諮問機関として「エネルギー都・道・県民会議」を設置する構想を打ち出した¹⁷⁾。

第三に、電労連は関連業界の労組との共同での原子力推進活動も強化した。たとえば七四年九月、電労連は鉄鋼労連や化学労協とともに、三労連・労協環境・公害問題等懇談会を発足させ、原子力の推進も盛り込んだ「公害・環境問題シンポジウム」を開いた。また七四年二月、電労連は電機労連・造船重機労連とともに三労連原子力問題研究会を発足させた。同会議は、発電部門と発電所製造部門の労組が連携して原子力を推進することを目的とした。

同盟傘下の造船重機労連は、総評系の全造船機械（四六年結成）に対抗して五一年に結成された造船総連（三菱重工や石川島播磨、日立造船、三井造船、住友重工などの労組で構成）を中心に、反共・労使協調的性格の強い単産として七二年に結成された。また、電機労連（五三年結成）は、日立や東芝、三菱電機、松下電器、富士通、沖電気など電機大手一四社の労組が組合員の七五%（八一年時点）を占めていた。電機労連は原水禁に参加している中立労連の傘下にあつたが、七八年五月に「電機労連の原子力利用についての見解」をまとめ、原子力推進姿勢を明確にした。

三労連原子力問題研究会は、労働界全体では同盟と中立労連にまたがる共闘組織としても注目を集めた。七六年に発足した政策推進労組会議の代表世話人には電機労連の堅山利文と電労連の橋本孝一郎が選ばれており、労働界統一を見据えた協力関係強化の一形態ととらえられていた。三労連原子力問題研究会は七九年六月に発表した「米国スリー・マイル・アイランド原子力発電所の事故に対する見解と当面の対応策について」で、同じ加圧水型軽水炉でもスリーマイル島原発と日本の原発には相違があることを強調し、日本では「今回の事故と同一のプロセスであっても、安全は十分に確保されると確信している」とした¹⁸⁾。

(3) 電産中国、下請け労働者の運動

●電産中国による反原発闘争

総評系の電産中国は、この時期に反原発闘争を積極化させた。七三年の夏の定期大会では原発建設反対の決議を行い、七四年春闘では島根原発の運転開始を遅らせる阻止行動を行った。七四年八月の

定期大会では、反合理化・反独占の闘争の一環に反原発闘争を位置づけ、「地域共闘のなかで積極的に闘いを進める」ことを決定した。また、七六年末頃から活発化した山口県豊北町への中国電力による原発立地活動に対しては、電産中国の山口県支部が自治労山口県本部傘下の労組と協力して反対闘争に積極的に参加した。

七七年七月、電産中国山口県支部は大会で、職場・生産点からの反原発闘争を決定して建設準備の業務拒否闘争に突入し、一〇月二六日には全国の反原発運動が設定した「反原子力週間」に呼応して日本初の反原発ストを行った。その理由は、①電力労働者の安全を守り、同時に国民全体の安全を守るといふ労組本来の社会的責任の遂行、②同労組が所属する広島県の反核運動の意思表示、③労使対立主義を掲げる労働組合としての経営政策への抵抗だった²⁰。

電産中国山口県支部は七八年三月、豊北町現地で原発の危険性を訴えるピラを配布したため、委員長など七人が中電当局から懲戒処分を受けた。これに対し、中国地方の総評系組合は一斉に抗議行動を行い、原発反対派の漁民との連帯も深まった。結局、豊北原発計画は、その後の町長選挙で原発反対派の候補が当選し、町議選でも反対派が過半数以上を制したため、頓挫した。

河西宏祐によると、電産中国は数に勝る電労との対等性と、経営側との対等性の両方を経営側に認知させることこだわ、従業員のみへの利害追求を否定し、総評・全電力に忠実な賃金闘争を行い、女性を含む臨時工的従業員や下請け・関連企業の労組との連帯を重視した。このように労働組合の伝統的な階級組織的機能を堅持する一方で、経営側からは冷遇され続けた。組合員の多くは五〇年代の電産分裂を経験した非転向組で、管理職への昇進が閉ざされた高齢

の現場労働者で構成されていた。このため加入者を定年退職者がはるかに上回り、組合員数の減少が続くという弱点ももっていた。

●原発下請け労働者の運動

八一年七月、日本原子力発電敦賀発電所と関電興業敦賀営業所でそれぞれ下請け、孫請けとして働く労働者一八三人が全日本運輸一般労組関西地区生コン支部の原子力発電所分会（原発分会）を結成し、原発下請け労働者初の労組結成となった。解雇や脅迫を避けるため、組合員の名前は匿名にされた。分会は結成後間もなく、日本原電と関電興業に対し、団体交渉と労働条件に関する二〇項目の要求を認めるよう求めた。

会社側は下請け労働者と直接の雇用契約関係がないとの理由でこれを拒否したほか、分会を解散させるよう下請けや孫請けの会社に指示し、暴力団による脅迫も行われた。要求に対する会社側の無回答を受け、八一年九月、分会と分会が所属する生コン支部は、日本原電（本社東京）と関電興業（本社大阪市）を相手取り、福井県地方労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てた。

その間、八一年八月には原発分会の斉藤征二会長らが、広島で開かれた被爆三六周年原水禁大会に出席し、核廃棄物の海洋投棄と労働者被曝に関する分科会で報告した。また、八月末には福島や茨城、静岡の原発現地を訪れる全国キャラバンを行い、下請け労働者と会合をもった。八三年七月には初の全国組織「原発下請け労働者の権利を守る会」の結成総会が福井県敦賀市で開かれ、全国の原発立地県内の労組や反原発市民団体、学者や宗教団体など五二団体から約二三〇人が出席した²¹。

こうした活動にもかかわらず、原発分会にはいくつかの弱点があった。第一に、季節労働者の雇用は不安定で、仕事を求めて各地の原発を渡り歩く傾向があり、音信不通になりがちなことである。第二に、分会とその構成員は原発労働の危険性を知りつつも、生計のために原発を基本的に受け入れており、反原発運動との連携には限界があった。第三に、日本的な企業系列関係の末端に位置する下請け労働者の立場は弱く、組合加入が使用者側に知れると解雇の危険が高い。結局、下請け労働者の組織化はあまり広がらなかった。

5 原水禁の反原発路線、原水協の原発批判への傾斜

●反原発を中心課題とした原水禁の取り組み

原水禁にとって七〇年代半ば以降、反原発は中心課題になった。その契機は、インドがプルトニウムを製造し、七四年に初の核実験を行ったことにある。七五年八月の「被爆三〇周年世界大会」は「反原発」を正面に打ち出し、森滝市郎代表委員は基調報告で「原子力発電も否定されねばならない時代にはいった」と強調した。

また、七六年八月の「被爆三一周年世界大会」では、広島・長崎・沖縄の各大会で原発が中心課題に掲げられた。この年はまた、各県・各ブロック単位で「集会」が開かれたが、いずれも「原発阻止」を焦点としていた。七七年八月には、草野・森滝合意²²にもついでに独自大会を開かなかつた原水協とは対照的に、原水禁は統一世界大会と並行して静岡県や広島、長崎、沖縄で独自大会も開き、「すべての核を否定する」ことを基調とした。²³

また、七七年の「統一」世界大会では、原子力をテーマとするフォーラムが大会の分科会とは別に設置された。原子力に関する見解の相違を尊重して、結論を求めず、意見交換にとどめるとの申し合せがなされた。しかし、統一世界大会のアピールや決議の起草では、当初は難色を示した原水協が草野理事長の決断で折れたため、原発問題にも批判的に言及することになった。

続く七八年の統一世界大会は、原水協と原水禁が開催方法で対立したため、地婦連や日青協、生協連など市民五団体が実行委員会を構成し、これに原水協と原水禁の加盟団体・個人が実行委員会に加わる形で開催された。また、同盟も市民団体が前面に出た大会を無視できず、東京で実行委員会にオブザーバーの資格で参加し、系列の核禁会議は代表者が個人の資格で広島大会のみ実行委員会に加わった。しかし、大会宣言には原発問題のような不一致は盛り込まれなかった。²⁴

●反原発運動への支援の本格化

この時期は原水禁による反原発運動への支援も本格化していた。とくに注目すべきは、大都市の市民運動への支援であり、なかでも七五年九月に「原子力資料情報室」が足立したことである。その前身は、原水禁が七二年一月末の反原発運動「全国活動者会議」で提起し、同年一月に全国事務局内の一室に設置した「原発・再処理工場設置反対運動情報・連絡センター」だった。この「情報・連絡センター」設置は、各県原水禁と総評系労組、および各地の住民団体から構成される反原発運動の全国組織結成を将来の目標に据えたものと当初は理解されていた。

結局、全国運動組織は幻に終わったが、七五年になると、反原発住民運動の支援を行っていた研究者の間で、運動の中央司令部的な「センター」ではなく、多様な考え方を持つ反原発専門家の討論や交流の場となりうるような資料室を望む声が高まった。そこで七五年九月、専従の世話人として高木仁三郎が実務を担う形で「原子力資料情報室」が原子禁事務局の資料室に発足した。情報室は、「情報・連絡センター」の機関誌『原発闘争情報』（八七年から『原子力資料情報室通信』に改称）の発行を引き継ぎ、とくにチェルノブイリ原発事故後には反原発運動の中核となった。

原子禁や原子力資料情報室などを窓口には、海外の反原発運動との連携も進展した。原子禁が例年夏に開く原子爆禁止世界大会国際会議には、七三年以降、欧米の反原発活動家の出席が多くなり、七七年夏には外国代表の大半が反原発活動家だった。

●原水協の反原発への傾斜

一方、原水協は原子力について従来「自主、民主、公開」の原則の徹底を求める慎重な運動方針をとってきたが、スリーマイル島原発事故を機に反原発への傾斜を強めた。事故直後の七九年三月三十一日、原水協はすべての原発の運転・建設・計画の中止を国に求める声明を発表したが、同日、原水協も全原子炉の根本的点検と安全保障されるまで原子炉を運転停止ないし閉鎖することを国に要求する声明を出し、原発批判にかなり踏み込んだ形となった。

その後、原水協は八〇年度の運動方針で「原発の総点検を要求し、これが行われないままでの原発の新・増設は認められない」という立場へと急進化した。また、八〇年一〇月に開かれた原水協の

常任理事会は内外の反原発住民運動との連帯の強化と、日本政府の低レベル核廃棄物海洋投棄計画への反対を決めた。

その背景として原水協は、①原水協加盟メンバーが反原発住民運動に参加していたこと、②人形峠のウラン濃縮工場の稼働や東海村の再処理工場など、日本でも原子力軍事利用に技術的な道が開かれたこと、③世界的な核軍拡競争の高まり、④国内一部からの核武装論の登場、⑤米国やオーストラリアのウラン採掘における先住民の反対運動や太平洋諸島の核廃棄物投棄反対運動との交流連帯の深まりを挙げた。

6 総評ブロックの反原発闘争の展開

●公開ヒアリングに反対する闘争

総評ブロックの反原発闘争の多くは、県評や地区労、地元レベルの社会党組織の闘争である。これらを実施部隊としながら、総評中央が本格的に関与したものとしては公開ヒアリング反対闘争が挙げられる。原子力行政懇談会の答申を受け、七八年末から原子力安全委員会と通産省は、原発新增設の立地手続再開の前提としての公開ヒアリングに動き出した。陳述人の範囲は建設予定地点または隣接の市町村の住民に限定され、意見陳述の内容や当日の議事運営は通産省や原子力安全委員会に委ねられた。このため、ヒアリングは茶番であるとする反対派の激しい抗議行動を招いた。

公開ヒアリングの初の実施は、関電高浜原発三、四号機増設に關して八〇年一月に福井県高浜町で開かれた第二次公開ヒアリングである。一方、通産省主催の第一次ヒアリングは、柏崎刈羽原発二、

五号炉が初の事例として八〇年二月に開かれ、労組員ら六〇〇人が機動隊二〇〇〇人と対峙した。

八一年一月には、通産省主催の中国電力の島根原発二号炉増設に関する第一次ヒアリングに対し、島根県労働組合評議会など反原発団体は全国からバス二〇台で五〇〇〇人を動員して会場周辺で阻止行動を行い、機動隊も二二〇〇人が出動した。八一年三月には原子力安全委員会が中部電力の浜岡原発三号機増設に関する第二次ヒアリングを浜岡町で強行し、機動隊一五〇〇人が見守るなか、全員原発推進派の意見陳述人二〇〇人と傍聴人四二六人を貸し切りバスで会場に運んだ。これに対し、静岡県評などで構成する反対派は、労組員など七〇〇〇人による抗議集会を開いた。

東北電力の巻原発計画の第一次ヒアリングに向けては、自民党を中心とする推進派が町内会組織や地元建設業界を動員して猛烈な攻勢をかけた。また、新潟地方同盟は八一年七月の定期大会で、同盟の地方組織としては初めて「原発建設促進決議」を行って書記長クラスの幹部を意見陳述人として送り込むことを決め、自民、公明、民社、経営者協議会、商工会議所などに呼びかけて「エネルギー対策県民会議」を結成することを運動方針に掲げた。

推進派はまた、陳述人や傍聴人の応募を組織的に行った。その結果、通産省が地元巻町と周辺市町村からの応募者から選んだ意見陳述人のほとんどは、推進派で占められた。

これに対し、反対派の中心勢力だった社会党・総評系の柏崎・巻原発設置反対県民共闘会議は、大規模動員による一日限りの実力阻止闘争の限界を感じ、条件付きでヒアリング参加の構えを示したものの最終的には不参加を決めた。反対派は、巻町全戸を対象に住民

一人ひとりに働きかけ、原発の是非に関して住民投票を要求する署名活動を行い、ミニ集会を重ねるなど、運動の輪を広げようとした。八一年八月二八日のヒアリング当日は全国から反対派が七五〇〇人集まり、抗議行動を展開した。

こうしたヒアリングの紛糾に対し、原発立地点の四一市町村の自治体首長で構成された全国原子力発電所所在市町村協議会（全原協）は八二年六月二二日、通産省、科技厅、および臨時行政調査会に対してヒアリングの改善を申し入れた。原子力安全委員会はこれを受けて一月二五日、第二次ヒアリングの改革原案を決定し、通産省も第一次ヒアリングについて同様の方針を決めた。

それによると、従来方式を原則としながらも、混乱が予想される場合、安全委員会が地元自治体の意見をきいたうえで、地元住民から文書での意見聴取を行うこともできるようになった。また、第二次ヒアリングを一度実施した地点への増設の際は、新しい型や出力が大幅に増大した原子炉でない限り、ヒアリングを大幅に簡略化するとした。「文書プラス会合」方式による第一号は東電柏崎二、五号炉増設の第二次ヒアリングに決まった。

●公開ヒアリングへの島根県評の参加と否定的評価

当局が「公開」ヒアリングの非公開性を強めたのに対し、建設的な方向での対話を試みようとしたのが島根県評である。島根県評は島根原発二号機の第二次ヒアリングに向け、八二年一〇月から社会党本部、島根原発公害対策会議を加えた三者で協議したうえで、原子力安全委員会と交渉を始めた。交渉は難航したが、最終的に島根県評は島根県と原子力安全委員会との三者で八三年三月一五日に

合意に至り、反原発団体としては初のヒアリング参加を決定した。

主な合意項目は、開催期間や質問時間の延長、地元住民の推薦する学者の陳述人としての出席、陳述人を県評と一般公募で半々とする、傍聴人の発言も一定時間内で認めること、出された意見が安全審査にどう生かされているか、安全委が一ヵ月以内に地元で説明すること、などである。

八三年五月六日に実施された島根原発のヒアリングでは、陳述人の六割が反原発派、残りが推進派となった。反対派は温排水や漁業問題などを追及し、生活実感に根ざした意見を述べたが、通産省は型通りの答弁をし、最後まで議論はかみ合わなかった。

八三年五月の社会党、総評、原水禁国民会議の三者連絡会では、島根原発二号機の第二次ヒアリングへの否定的な評価で意見が一致した。これにもとづき社会党は、原発の可否を問う住民投票制度が確立しない限り、今後は公開ヒアリングに参加しないとの基本方針を決めた。

●総評による原発問題での微妙な軌道修正

これ以降、ヒアリング闘争自体も下火になっていく。たとえば八三年一二月の泊原発一・二号機に関する第二次ヒアリングに際し、反対派の最大組織の全道労協は運営の改善を条件に参加の方針を表明していた。結局、全道労協は改善がないことを理由に参加をボイコットしたものの、抗議行動の動員をけななかった。その背景としては、社会党右派に属する横路孝弘が八三年四月の統一地方選挙で北海道知事に当選し、「行政の継続性」を理由に泊原発計画を容認していたため、左派色の強かった全道労協や社会党道本部も反対姿

勢を弱めていたことが指摘される。²⁷⁾

労戦統一論議と社公民の連合政治をにらんで、総評は原発問題での微妙な軌道修正を試みた。七九年一月八日から滋賀県大津市で開いた「地域労働運動を強めるための全国集会」に提案された原発問題に関する「討議要綱案」は、①原発関係地域の県評や地区労と連携し、地元住民の立場から実態調査をする、②現場労働者の安全問題に積極的に取り組み、関連労働者の組織化を進める、③原子力基本法に謳われた公開の原則に制限をつける産業界の動きに断固反対する、④安全性が確立されるまで原発モラトリアム（建設凍結）の署名運動に取り組み、⑤避難訓練の実施や安全対策の拡充を求める地元住民の要求を支持し、原発企業や自治体に働きかける、⑥原発問題のシンポジウムを八〇年初めに開催する、という方針を掲げた。しかし、④については安全が確保されれば原発建設を将来的に容認する含みではないかとの懸念があり、一月末の原発関係原評地区労働者会議で、富塚三夫事務局長は天津での発言は原発への柔軟路線を意味しない旨釈明した。²⁸⁾

翌八〇年一月一六日に岐阜市で開かれた総評主催の「地域労働運動を強めるための第三回全国交流集会」で富塚事務局長は、原発闘争については「中央での労働団体再編論議にもかかわらず」支持し発展させる方向で運動の再検討を進める、②「先鋭的な抵抗運動だけでは国民の納得を得られない」との認識の下、拠点以外の地域では、穏健なモラトリアム運動を通じて幅広い結果を目指す、③中央では、あらゆる政策形成の場で総評の主張を理解させる運動を進める、との見解を示した。

7 社会党の反原発政策の動揺

●反原発政策転換の試みとそれへの抵抗

八三年六月の参院選の後、飛鳥田一雄社会党委員長は退陣し、九月の党大会で石橋正嗣委員長、田辺誠書記長が選出された。八五年一月の社会党大会は綱領的文書「日本における社会主義への道」(道)と党の綱領を機能停止させることを決め、八六年一月の党大会は「新宣言」を採択した。同時に、日米安保条約、自衛隊、朝鮮半島、および原発の四基本政策における従来の急進的路線を公民協力の障害とみなし、現実重視の方向に修正しようと試みた。

原発政策をめぐっては、「中期社会経済政策」の策定が党内論争の山場となった。社会党系の学者で構成する平和経済計画会議は、八〇年代後半からの約一〇年間について、完全就業と質量両面にわたる高度な福祉社会の実現をめざす政策を八四年一月にまとめた。その前提とされた実質五%の経済成長の達成のため、原発については、以下のような政策への転換を求めている。

すなわち、現在稼働中の原発は安全性の確保を前提に稼働を容認する。建設中の原発は、このままのペースで完成させると需要を供給が上回ると予想されるので、完成時期を段階的に遅らせ、初期に建設された原発の耐用年数が切れたのを引き継ぐ形で稼働させる。計画段階や新規の原発の建設は中止する。これは原子力が経済性の点で有利とは言えなくなったことが根拠とされる。代わりに、より安価なエネルギーの開発を推進する。

こうした原発政策の内容が公表されると、全国の反原発活動家や

社会党の各道府県本部からの抗議が本部へ殺到した。とりわけ原発対策全国連絡協議会(原対協)は、石橋委員長らに従来方針の再確認を強く迫った。原対協は、原子力施設立地計画に直面する地方の社会党議員を中心に八二年二月に結成され、反原発闘争の全国的連携や支援、情報交換を目的に、関係二六道府県社会党原発対策委員会で構成されていた。一方、後藤茂代議士と松前達郎参院議員を中心とする党内原発推進派は学者グループの報告を歓迎した。

●従来の反原発政策の確認

結局、二月一五日に確定した「中期社会経済政策」の原発政策の最終案では、商業用の高速増殖炉や再処理工場の建設は認めず、「長期的には原子力発電に依存しないエネルギー供給を目指す」旨を追加し、太陽熱や風力など「ソフトエネルギー」の開発を将来目標に掲げたほか、建設中の原発は中止するとした。さらに、八五年一月の定期大会で、執行部は稼働中の原発について、「安全性を追求し、これが確認できない以上、運転を中止して再審査、再点検を行う」という文言に修正した。八五年度運動方針案も、原案が修正され、「安全性が確認されない現状においては、原発、高速増殖炉、再処理工場、ウラン濃縮工場の建設、原子力船に反対する」という従来からの表現に落ち着いた。

八六年一月の「新宣言」採択にもかかわらず、同年七月の衆参同日選挙で社会党の議席は激減した。敗北の責任をとって辞任した石橋委員長の後任として、九月に日本の憲政史上初の女性党首として土井たか子が就任した。土井は社会党を国民に開かれた、市民との共同作業で政策をつくる党にすることや、女性の政治参加の拡大を

公約に掲げた。こうした土井の姿勢は、生協など市民運動の関係者を社会党に引き寄せ、主婦層や生協などを担い手としたチェルノブイリ原発事故後の新しい反原発運動への追い風にもなった。そのため、社会党内の原発容認論は守勢に回った。

II チェルノブイリ原発事故後の

労組と政党（一九八六～九一年）

1 チェルノブイリ原発事故の労組の原発政策への影響

●原発推進への傾斜にブレイキ

一九八六年四月に旧ソ連ウクライナ共和国で発生したチェルノブイリ原発事故は、日本の労働組合の原発政策にも大きな影響を与え、原発推進への傾斜にブレイキをかけた。全労協は八六年六月に開かれた第一〇回代表者会議で原発建設推進の方向を打ち出したが、総評や新産別傘下の単産からの強い反対意見に配慮し、国際的な安全確保と国内原発に対する安全管理の強化を求めていくという趣旨の特別見解を確認した。⁽³¹⁾

全労協から八七年に移行した民間「連合」は八八年五月、政策・制度要求中央討論会を開いた。その資源・エネルギー部会において、電機労連などの主導で提案された原発推進を基調とした原案に対して全電力や日放労などから脱原発論や慎重論が噴出し、その

結果、「避難体制の整備」や「安全基準の整備」の表現が原案に追加された。

このようななかで、社会党右派に強い影響力を持っていた全電通は八六年の大会で、既存原発容認の方針を打ち出した。また、後に新「連合」の会長となる山岸章委員長は、社公民路線を推進する立場から、八七年一月の社会党大会を前に基本政策の現実主義の見直しを求める意見書を社会党に提出した。⁽³²⁾

しかし、全電通は八八年五月、西欧の社会民主主義政党もチェルノブイリ原発事故後は脱原発政策に転じ、日本でも反原発運動が拡大してきた状況を踏まえ、七月の定期大会にかける八八年度運動方針案では、既存原発の容認姿勢は変えないものの、従来のように社会党に反原発政策の見直しを強く迫らないとの態度に後退した。

●原発推進勢力の動き

電力労連は対照的に、労組内部に原子力広報担当を配置し、九一年二月の青森県知事選では六ヶ所村の核燃サイクル推進を掲げる北村正哉知事を全面的に支持し、再選に寄与した。

造船重機労連も九〇年八月の定期大会で提起した「第五次産業政策」のなかで、「エネルギーのベスト・ミックスの柱を原子力に置き、原子力発電に関する国民合意形成のためのPA（拡声）活動に積極的に取り組む。また、核燃料再処理工場の早期完成をめざすため関係者に働きかける」ほか、「民社党の地球環境・エネルギー問題委員会、三労組原子力問題研究会議、エネルギー政策を考える会との連携を強化して」いくとうたった。

また、一九九〇年五月には、電機労連や東電労組、動燃労組など

茨城県内の一四団体（原研労組を除く）が、茨城県原子力関係労働組合連絡会を結成した。⁽³³⁾

2 チェルノブイリ原発事故の政党の 原発政策への影響

●変化に敏感だった政党政治

このように原子力推進派の労組の姿勢には本質的な変化がなかったのに対し、政党政治の方が変化に敏感だった。公明党は、創価学会の青年婦人部で原発の意見が強まってきたことに対応して、八年一月の党全国大会で従来の原発建設容認政策を見直し、将来は原子力発電に依存しない体制をめざすこと、当面は原発の安全性をより一層確保することを内容とする「脱原発」政策を決定した。⁽³⁴⁾ また、八年一月三〇日に発表した連合政権構想「石田見解」のなかでも、代替エネルギーの実用化の目途がつくまで、厳格な安全性のチェックを前提に、原発依存の現実を認め、将来的に脱原発をめざすという路線を表明した。

八年七月二三日の参院選挙で社会党は自民党を大きく上回る当選者を出し、土井人氣に加えて生協など市民運動界から抜擢した女性活動家などを比例区の名簿上位に置くことで女性票の掘り起こしに成功した。参院での与野党逆転が生じるなかで、第一回の首班指名選挙では野党が結束して土井に投票した。野党間の良好な関係を確認した山口鶴男書記長は八月二二日、「連合政権政策の基本」に関する構想を発表し、「エネルギー源の一定比率を占めることを認識」するという表現で稼働中の原発を事実上容認した。⁽³⁵⁾ しか

し、この基本線に従って土井委員長が九月一〇日の全国政策研究集会の場で発表した「新しい政治への挑戦」と題する提言、いわゆる「土井ビジョン」では、草案作成の過程で原発事故後の時代認識を取り入れ、原発の増設に否定的な姿勢が打ち出された。

●「原発なき日本」をめざす方針の採択

九〇年二月の総選挙に向けて、新「連合」の主導により、社会党、民社党、公明党、社民連の選挙協力が行われた。しかし、選挙の結果、大きく議席を減らした公明・民社両党は自民党への接近をみせ、八月に勃発した湾岸危機をきっかけに国連平和協力法案が提起されると、公明・民社両党と社会党との対立が深まった。

このようななかで、九一年一月の社会党定期大会は、「稼働中の原子力発電については、現在のエネルギー源として一定の比率を占めていることを認識しつつも、チェルノブイリ原発事故を教訓に原子力偏重のエネルギー政策を改め」、再生可能な新エネルギーの積極的開発を図りつつ、新しい原発や放射性廃棄物処理施設の建設を認めず、「原発なき日本」をめざす方針を採択した。⁽³⁶⁾

その後、九一年四月の統一地方選挙での敗北を受け、社会党は右派の田辺誠を委員長に選出し、「連合」との密接な関係の樹立や「社会民主主義勢力」の総結集、日米安保・自衛隊・原発政策での現実直視を再び打ち出した。しかし、田辺社会党も右派路線を軌道にのせることができなかった。

九二年六月、自民・公明・民社三党は国連平和維持活動協力法案を共同で提出し、成立させた。続く七月二六日の参院選では、自民党が公明党や細川護熙の日本新党とともに勝利を取めたのに対し、

民社党と共産党、社会党がともに低迷した。参院選での敗北に加え、田辺と親しい関係にあった自民党の金丸信が、佐川急便事件の中心人物に浮上したことで、田辺は一二月、辞任表明を余儀なくされた。

3 チェルノブイリ原発事故後の労組と 反原発運動の関係

●新しい反原発運動の形成

チェルノブイリ原発事故後、新しい反原発運動が形成され、労組と反原発運動の関係にも変化がみられた。それを象徴していたのは、既存の党派組織とは関係の薄い、主婦層を中心とした市民の抗議行動だった。同時に、新しい参加者と従来の社会党・総評系団体との連携を図った市民運動も展開された。

代表的なキャンペーンは、高木仁三郎・原子力資料情報室代表などの呼びかけで開始された「脱原発法」の制定を求める国会請願運動である。署名運動には労組も積極的に関与した。八九年一月に開始され、九〇年四月には署名二五・八〇〇〇人を集めて請願が行われた。九一年四月にも、七六万五〇〇〇人の署名を携えて二回目の請願が行われた。第一次請願の場合、社会党を中心に衆院で四五人（社民連二、公明党一、無所属一）、参院では四一人（二院クラブ二）の紹介議員を得た。結果は、いずれも脱原発法案は衆院の科学技術委員会、参院の科学技術特別委員会では不採択とされた。

大詰めを迎えていくつかの立地反対闘争にも、県評や地区労レベルの労組がかかわった。代表例は泊原発の運転開始の中止を求

める北海道民投票条例の制定を求める直接請求運動（二〇〇万以上の署名を集めた）や、青森県六ヶ所村の核燃料サイクル基地反対闘争である。とりわけ前者は、総評系官公労と生活クラブ生協系の市民運動との持続的な連携関係の形成につながった点で評価に値する。ただ、条例直接請求自体は道議会において僅差で否決され、社会党右派出身の横路孝弘道知事も泊原発運転開始を止めるための政治的手段を尽くそうとはしなかった。

●反原発運動に取り組んだ自治労や自主生産労組

労働界の再編が大詰めを迎えるなか、比較的熱心に反原発運動に取り組んだのは自治労である。原発事故が起きうるといふ認識が強まるなか、原子力災害発生時の避難や放射能で汚染された食品の検査体制をどうするかなど、住民サービスにとって見過ごせない課題が浮上してきた。そこで自治労加盟の各地域の労組は、新しい立地反対運動に関わりながら市民運動と連携した新しい活動も始めた。

たとえば八九年一〇月二〇日、自治労埼玉県本部は、核燃料輸送トラックが交通事故で放射能漏れを生じた場合の影響を調査するため、一七市町村の役所の庭や公園から風船五〇〇〇個を一斉に飛ばした。風船には拾った場所、日時などを記入するかがき添えてあり、拾ったら送り返すよう協力を呼びかけた。飛ぶ範囲、速さで放射能が漏れた際の被害の広がり把握しようというのである。

電力会社からは沿線自治体や消防署に核燃料輸送トラックの通行日時が知らされておらず、輸送量、通行頻度などの実情は正確に把握されていないが、住民を放射能から守る「原子力防災計画」の

策定は原発施設から一〇キロ以内の自治体に限られており、県内では放射能漏れに対する行政の備えはほとんどなかった。³⁸⁾

自治労とは対照的に、「辺境型」労働運動（河西 一九八九）ともいうべき自主生産労組が、市民運動に協力した例もある。チェルノブイリ事故後の公的機関への不信から、ガイガーカウンターを求める市民の要望に応じて東芝アンベックス分会に属する技術者が、理研労組の活動家でもあった科学者（樋田敦）と協力して放射能検知器を開発した。東芝アンベックスは八二年に親会社によって解散させられたが、組合は工場存続と解雇撤回を求めて闘いながら自主生産を続け、最終的には生産設備の譲渡を東芝から勝ち取った。微量の放射性同位元素を用いた医療検査の安全性を確保するためのアイソトープ含有量検査機器も開発した。組合は原発推進派の電機労連を離れ、総評系の全造船機械の分会として再出発していた。

東芝アンベックス分会が検知器を完成させると、放射能災害警報ネットワーク（Radiation Disaster Alert Net, RDAN）の運動が始まり、事務局は同分会に置かれた。一台八万円の検知器の購入は八年夏までに三五〇台に達した。また、防災対策を見直そうとしない政府や都道府県当局への批判から、RDAN運動に参加した市民グループは独自の防災連絡網を形成し、模擬避難訓練を試みた。³⁹⁾

III 労働界・政界再編と原子力

（一九九二～二〇一一年）

1 連合の政党支持と原発問題

●原子力をめぐる連合の態度と社会党

八九年一月の「連合」発足からの約一〇年間、原子力をめぐる労組間の対立の構図は弛緩した形で残存した。連合は対立する政治課題の統一を棚上げにしたため、不一致課題に関する活動を引き継ぐ組織が発足した。総評系の地方組織は、反戦・平和・反原発運動や社会党支持の政治活動を継承する総評センターを結成し、同盟系の地方組織は友愛会議を結成した。とはいえ、連合は政権を担いうる中道左派政党の一本化を望んでいた。そこで連合の主要単産は、社会党・民社党を中心とする野党間の連携とともに、不一致課題の解消を促した。

連合の態度は、選挙の際の労組による社会党候補者への選別推薦として現れた。たとえば九二年に電機労連から名称を変更した電機連合は、次期総選挙に向け、九三年三月に中央選挙対策委員会を開いて第一次推薦候補予定者を決めたが、その際の選別基準は、①連合の基本政策への大筋での賛同、②原発容認など電機連合の運動方針や産業政策への理解、③社会党改革や政治改革の推進、④所属する政策集団（が右派であること）だった。

この九三年総選挙では、電力総連が民社党候補のいない選挙区で初めて社会党候補を支援したが、その条件として原発推進の政策協定の締結を求めた。このため社会党候補が玄海原発設置反対佐賀県民会議の議長をつとめていた佐賀県では、電力総連と社会党の政策協定は不調に終わった。¹⁰⁾

九三年一月に社会党の中央執行部は、山花貞夫委員長と赤松広隆書記長の新体制に交代していた。執行部は、八六年の「新宣言」を「創造的に発展させ、社会民主主義の方向を鮮明にする」ため、「九三年宣言」作成に取り組んだ。基本四政策の「現実主義化」が再び試みられ、原子力は過渡的エネルギーとして当面は容認し、将来的な脱原発をめざす方針が打ち出された。

しかし、原発を容認すれば旧同盟系の労組の支援は受けられるようになるものの、社会党の原発政策を支持してきた労組員や有権者の反発を招くため、選挙での得票増加に結びつくとは限らない。結果的に社会党は、自民党分裂、衆院解散・総選挙、細川連立内閣発足という政局の急展開のなかに埋没し、九三年総選挙で惨敗した。その結果、九三年九月の党大会で村山富市委員長と久保巨書記長の左派主導体制に交代することになった。

●知事選での争点化と政権参加に伴う社会党の転換

原発問題は、知事選でも選挙協力の焦点になった。たとえば九四年三月の石川県知事選挙では、関電・中部電・北陸電が共同で建設する珠洲原発計画が焦点となった。その際、中央で連立与党の関係にあった反原発の社会党、原発推進の新生党・民社党が、連立の枠組みを崩さずに歩み寄った。元副知事だった候補者は連立七党と

「原発の立地について最大限住民の合意を尊重し、慎重に対応する」との政策協定を結びつつ、社会党とは「可能性調査を含めて現状では困難」との覚書を結んだ。また民社党への配慮から、北陸電力の志賀原発計画にはふれなかった。

また、九五年の三重県知事選挙では、中央で連立を組んでいた自民・社会両党の推薦を受けた前副知事が、芦浜原発計画について住民の意向を尊重する姿勢を見せた。これに対し、新進党、新党さきがけ、公明の推薦を受けた自民党代議士の北川正恭は中電労組を中心とする三重県電力総連と原子力推進の政策協定を結んだ。しかし皮肉なことに、後に北川が知事として二〇〇〇年に芦浜原発計画の撤回を中電に求めることになる。

連合傘下の組合の原子力に対する不一致が残るなか、重要な転換点となったのは、社会党の政権参加に伴う基本政策の転換である。

自民・社会・さきがけ三党連立内閣が発足すると、村山首相は九四年七月一八日、衆参両院での所信表明演説で安保条約の堅持や自衛隊の容認を含む見解を明らかにした。社会党中執は七月二八日、これを追認する方針を「当面する政局に臨むわが党の基本姿勢」としてまとめ、「稼働中の原発は安全性の厳しいチェックをしながら、代替エネルギー確立までの過渡的エネルギーとして原発を認め」、「建設中および更新を必要とする原発については、地域住民の意向を極力尊重しつつ、慎重に対処する」とした。ただし、核燃料サイクルには言及せず、「脱原発の日本」を長期目標に掲げ、小規模分散型の自然エネルギー中心体系への転換を図る」との展望も示した。この「基本姿勢」は九月三日、東京・永田町の党本部で開いた社会党臨時全国大会で承認された。¹¹⁾

2 連合内部の合意形成

●原子力政策の見直しに着手した連合

社会党の政策転換を受け、連合は、新組織になってから初めて、原子力政策の見直しに着手した。連合・経済産業部会が一年かけて検討を加えた原案は九五年五月二二・二三日の中央討論集会で承認されたが、原子力については「重要なエネルギー源と位置づけ、利用にあたっては、一層の安全性の向上を追求するとともに、放射性廃棄物の処理体制の確立に向けて努力すること。同時に市民参加型の積極的な情報公開を行い、国民の原子力発電に対する理解をさらに深めていくこと」という文言となった。

また、プルトニウムの利用について、従来は「将来のあり方について議論を深め、連合として今後の対応方向を検討する」という表現だったが、今回は「原子燃料としてのプルトニウムの利用についてはエネルギーの安定確保の観点から、安全性の確立を図ることを最優先に各種の技術の確立を図りながら、先を急ぐことなく研究等の継続的な推進を図ること」となった。

●妥協の産物

ただ、連合の政策見直しは妥協の産物でもあった。自治労は「脱原発をいかに実現するかが重要な課題であって、原発は過渡的なエネルギーと位置づけるべきだ。高レベル放射性廃棄物の最終処分場も決定していない現状だ。各国ではプルトニウム利用が後退している」と批判した。その結果、プルトニウムの利用について、「原子

力利用の次のステップ」「エネルギー安定確保の観点から」重要な意味を持つ方向性」との文言が削除された⁽⁴⁾。

社会党の原子力政策の変更を受け、全電通や全通などの労働組合は、原水禁に対して「『何でも反対』運動から政策提言運動への方針転換」を求めようになる。しかし、自治労が原水禁でも大きな勢力となっていたため、脱原発に向けての具体的政策をつくるという方針がとられた。

3 原発問題の対立構図の変化

●原子力推進・反対両派の「対話」

九四年八月の被曝四九周年世界大会広島大会は、自民・社会・さがけ連立政権下での初の開催だったが、社会党の原子力政策の転換にはほとんど言及しなかった。

ただ、この大会では「エネルギー問題を考える」と題した公開討論会に電力総連が参加したのが注目された。翌九五年八月の被曝五〇周年世界大会でも、電力総連との公開討論が開催されたが、肝心の原発問題や核燃問題に関しては意識的に議題から外された。

この原水禁大会での公開討論や、「対決から対話へ」という大会実行委員会の意向に象徴されるように、この時期は冷戦構造崩壊後の政界流動化とチエルノブイリ原発事故後の世論を踏まえた原子力推進・反対両派の「対話」が原子力論議を規定していた。

●強まっていったなし崩しの現状追認

その一方で、社会党の政策転換にみられるとおり、なし崩しのな

現状追認の傾向も強まっていた。八八年以降、電調審による新規原発計画の承認は滞っていたが、自民党主導政権が復活すると、新規計画の承認はスローペースで再開された。

それでも原発建設の停滞が基本的には解消されなかったのは、九六年一二月の高速増殖炉「もんじゅ」事故を皮切りに、九七年三月の動燃の低レベル核廃棄物アスファルト固化施設火災事故と事故隠しの発覚、九九年九月のJCO核燃料工場での臨界事故、〇二年の電力各社による事故隠しの発覚、〇四年八月の関西電力美浜原発三号機での配管破断事故など、事故や不祥事が相次いだためである。

同時に、九六年の巻原発や〇一年の柏崎原発プルサーマル計画をめぐる巻町や刈羽村での住民投票、福島県佐藤栄佐久知事による福島県エネルギー政策検討委員会の設置など、原発立地自治体が国の原子力政策を問い直し始めたことにもよる。

4 民主党結成後の原子力をめぐる労組の動向

●連合政治センターと平和フォーラムの発足

九六年に社会党は社会民主党と改名するが、その大部分は離党して民主党を結成し、九六年総選挙に臨んだ。この選挙で民主党は現状維持にとどまり、社民党は小勢力に転落した。また、野党第一党の新進党も伸び悩み、九八年に解散する。さらに、新進党から旧民社党系勢力が新民主党に合流したため、連合は組織内の政治路線の一元化を進めようとした。

連合は九九年一〇月の定期大会で「連合政治センター」の発足を決め、国政選挙や都道府県知事・政令指定市長選の候補者の推薦や

選挙運動を一元的に担うこととした。九三年秋に採択された政治方針も見直し、支持政党は「民主党基軸」と打ち出した。連合政治センターの代表幹事に就任した五人の顔ぶれ（自動車総連会長、電機連合委員長、ゼンセン同盟会長、全通委員長、電力総連出身の笹森清連合事務局長）を見ると、右派主導が明確だったが、原発などの不一致課題は残った。

連合政治センター発足の翌日、旧総評系の労組や社会運動組織が中心となり、反核平和運動の新組織「フォーラム平和・人権・環境」（略称「平和フォーラム」）が発足した。政治センター発足と同時に民主リベラル労組会議（総評センター）と友愛会が解散することになったため、前者が担っていた運動課題を継承する組織が必要だったからである。各運動体の財政基盤の脆弱化や運動体を支える労組の組織力低下も、新組織結成の背景にあった。

新組織は、原水禁のほか、自治労、日教組などの単産を中心に二〇〇万人規模の組織として発足し、反核平和、人権、食や環境などの分野の政策課題を追求していく大衆運動団体をめざすとした。しかし、主要産別のN.T.T労組と全通などは平和フォーラム不参加を決め、その地域組織となる地区労センターなどから離脱し始めたため、平和フォーラムの組織・財政基盤は一層縮小した。¹⁶⁾

●反原発運動のあり方の変化

北海道の例をみると、同盟友愛センターの方が政治路線一本化に積極的で、九九年六月二三日の総会で解散を決定した。これに対し、道平和運動センターは、九六年頃から浮上した北電泊原発三号機の増設計画への立場が異なっていたため、統一には消極的であっ

た。その間、連合北海道（渡辺健一会長、三三万人）は九六年に「電源開発問題検討委員会」を設け、泊三号機増設計画の是非を議論していたが、九九年九月二十九日の委員会終了までに意見をまとめることができず、分裂への危惧から加盟各労組の判断（産別自決）に委ね、結果的に当時の堀達也知事は泊三号機増設を認めた。

道平和運動センターは二〇〇〇年五月に解散し、継承組織「平和運動フォーラム」は、市民団体とも連携しながら平和や反核、反原発運動を続けていくことになった。北海道ではかつて、全道労協が「反原発運動の牽引役を務め、また逆に「反原発」が全道労協の運動の求心力でもあった。ところが、九〇年代末以降の連合にとって

は、原発問題は組織を分裂させる争点でしかなかった。中央の平和フォーラムや、北海道の平和運動フォーラムへの再編は、社会運動の今後のあり方を示唆した。すなわち、労組が社会運動を主導するのではなく、生協組織や市民運動グループが大衆運動を主導し、これを労組は重要な局面で支えるという方向性である。

たとえば北海道では、八九年の泊原発道民投票条例運動を通じて、旧総評系労組や社会党（後に大半が民主党北海道に転換）、および生活クラブ生協の持続的な連携が形成された。これを基盤に、九九年には市民から寄付金を募り、風力発電所建設をめざすNPO「北海道グリーンファンド」が結成され、〇一年には市民からの出資金総額一億六五〇〇万円で、日本初の「市民風車」が建設された。

また、二〇〇三年以降のイラク反戦運動を機に、中央の平和フォーラムや各地の平和運動センターは、市民運動グループをブリッジにして全労連傘下の労組との共闘も、大規模デモ・集会に際して行

うようになった。最近では、脱原発を求めるデモや署名運動にも同様な事例がみられる。全労連系の労組は原発問題に重点課題として取り組んできたとはいいが、二〇〇〇年代を通して山口県の上関原発建設計画のような個別の原発計画への反対を表明するようになり、共産党も近年、脱原発の姿勢を強めてきた。とはいえ、ブロック間の垣根は根強く残っている。

5 民主党と連合の原子力推進姿勢の明確化

●慎重だった原子力政策

連合の政治路線の一元化は、その後は民主党との相互作用で進んだが、これは原子力政策にも当てはまる。連合の政策提言は、九八年から〇九年まで、原子力発電を「重要なエネルギー源であり、かつCO₂排出削減に有効な手段」と位置づけつつも、事故や不祥事が多発していた状況を反映して、慎重な文言も残していた。

たとえば、〇四〜〇五年度の政策課題では、原子力安全委員会、原子力安全・保安院について、「ダブルチェック体制と、推進部局から独立した強い安全規制機能を実効性あるものとする」としているのみで、現状維持の性格が強かった。また、核燃料サイクルの研究開発やプルサーマル計画については、「安全体制を確立し、（中略）十分な国民理解を得ることを前提とし、FBRの将来的な経済性、エネルギー自給率への寄与など、その研究意義も含めて国民的議論を行い、先を急ぐことなく慎重に進める」としていた。

〇九年の「二〇一〇〜二〇一一年度政策・制度 要求と提言」の「資源・エネルギー政策」では、原子力の維持を前提として「CO₂

削減に寄与するエネルギー需給構造の構築」、「それぞれのエネルギーの持つ特徴を活かしたエネルギー全体のベストミックスを実現する」ことが挙げられている。原子力に関する要求項目としては、具体的には「一の措置が挙げられたが、〇四〜〇五年度政策・制度要求とほとんど文言が変わらず、バックエンド事業の積立金とテロ対策に関する項目が加わったのみであった。

同じ時期、民主党の原子力政策も慎重だった。民主党は旧社会党と新党さきがけの議員を中心に九六年九月に旗揚げしたが、新進党解党後の九八年四月、自民党や旧民社党の出身議員らが合流すると、党内融和が優先された。二〇〇〇年六月総選挙の公約は、岡田克也政調会長代理の主導で作成され、原発を「過渡的エネルギー」と位置づけ、「慎重に推進する」とした。

九九年九月のJCO臨界事故後に、民主党は、国家行政組織法八条に基づく諮問機関となつている原子力安全委員会を、三条にもとづく規制機関にするのと同時に、通産省や科技厅が行つた安全審査をダブルチェックするのではなく、両省庁の規制部門を「原子力安全規制委員会」に一元化すべきとする改革案を提案していた。¹⁸⁾

●民主党と連合の原発政策の転換

〇五年九月一日の「郵政選挙」における民主党大敗の後、代表に就任した前原誠司は基本政策で自民党との差異をなくすことで「政権担当能力」を示す姿勢を鮮明にした。前原が「次の内閣」経済産業相に起用した電機連合出身の若林秀樹は、民主党経済産業部門会議の下に「エネルギー戦略委員会」（日立製作所の元原子力技術者の大畠章宏が座長）を発足させた。その報告書「日本国のエネ

ルギー戦略」は、原発を「基幹エネルギー」として着実に推進する」と明記したが、報告書がまとまる直前の四月七日、前原は「偽メール事件」で辞任した。

代わつて、小沢一郎が党代表に就任後、〇七年七月の参院選で圧勝し、民主党は参院第一党になった。このときのマニフェストは原発について、「エネルギー安全保障」の確立は、国家としての責務であると表記したにとどまった。小沢が陣頭指揮をとつて政権交代を果たした〇九年八月総選挙のマニフェストには、「国民の理解と信頼を得ながら、原子力利用に着実に取り組む」と表記していたが、具体的記述には乏しかった。¹⁹⁾

しかし、民主党政権誕生の可能性が強まるにつれ、連合の原子力推進派は勢いづいた。連合は〇八年一二月から、エネルギー政策に関する方向性の検討を始め、民主党政権が誕生した〇九年九月からは組織内で原発推進の明確化について討議を重ねた。そのうえで、一〇年八月一九日の第一回中央執行委員会は、「エネルギー政策に対する連合の考え方」を採択した。

この「考え方」は、温室効果ガスの排出量削減が迫られるだけでなく、新興国の発展などによって世界的なエネルギー需要が増加しているとの認識に立ち、化石燃料や再生可能エネルギーとの「ベスト・ミックス」のなかに原子力を位置づけ、現在計画中の原子力発電所の新增設を「着実に進める」、現在運転中の原発は「高経年化対策」と設備利用率向上を図るとした。この「連合の考え方」は「二〇一二〜二〇一三年度 政策・制度要求と提言」の原案に盛り込まれ、一一年三月一日、奇しくも東日本大震災と福島第一原発事故の発生当日に開かれた連合の中央執行委員会です承され、組織

内討議に付されることになった。

連合の原子力推進姿勢の明確化と並行して、民主党政権のエネルギー政策も原子力の推進姿勢を強めていった。○九年九月二二日、国連気候変動サミットにおいて、鳩山由起夫首相は温室効果ガスを九〇年比で二五%削減する方針を表明した。これを具体化するため、一〇年三月一二日に閣議決定された地球温暖化対策基本法案は、連立を組んでいた社民党の福島瑞穂党首（消費者問題担当相）の反対を押し切って、原発推進を盛り込んだ。

また、一〇年四月二六日には、西川一誠福井県知事と川端達夫文部科学相、直嶋正行経済産業相が九六年末のナトリウム漏出火災事故以来停止していた高速増殖炉「もんじゅ」の運転再開に向けて合意した。さらに、鳩山首相の辞任後、菅直人内閣が発足すると、原発推進が加速した。六月一八日、菅政権は「新成長戦略」を閣議決定し、原発の海外輸出を打ち出すとともに、自民党政権時代の○三年一〇月に策定された「エネルギー基本計画」を改定し、原発の新増設と設備利用率の向上を目標に掲げた。

●民主党による原発の推進

一〇年七月参院選で民主党が大敗したものの、九月一四日の民主党代表選で、菅直人は政治資金問題で検審査会の追及を受けた小沢一郎を僅差で破って再選された。菅首相は原子力行政を担当する経産相に電機連合出身の大島章宏を、文科相に民社協会の高木義明を起用した。菅政権は一〇月二二日にヴェトナムと原子力協定締結で実質合意し、一〇月二六日には東電福島第一原発三号機でプルサーマル発電の営業運転開始を認めた。

続いて、一二月一日に民主党は、原子力政策・立地政策プロジェクト・チーム（PT）を発足させた。その主な目的は、自公政権時代に原子力推進派議員の主導で導入された、原発などを持つ市町村に国からの補助金を優遇する時限立法である「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」（原発特措法）の一〇年間延長だった。

座長には東レ労組・ゼンセン同盟出身の川端達夫前文部科学相が就任したが、東レはウラン濃縮のための炭素繊維を開発中だった。また、事務局長には関電労組出身の藤原正司参院議員が就任した。

こうして、一二月三日に原発特措法の延長法案が成立した。さらに一一年二月七日、経済産業省原子力安全・保安院は、老朽化した福島第一原発一号機の四〇年を超える運転を認めた。

6 福島第一原発事故後——問われる労組のあり方

●東電福島第一原発での過酷事故に対する対応

その直後の一一年三月一日に、東電福島第一原発での過酷事故が発生した。大地震と津波による電源喪失に対して、東京電力や経済産業省・原子力安全保安院は備えもなく、福島第一原発一〜四号機の相次ぐ爆発を止める術もなかった。

菅内閣の事故対策は後手に回り、枝野幸男官房長官や原子力推進派の学者による国民に対する情報提供は隠蔽や誘導が目立ち、これまでの原子力推進派の主張の信憑性は決定的に損なわれた。脱原子力を求める声は、しだいに市民の間に広がっていった。

菅直人首相は五月六日、浜岡原発の停止を中部電力に要請し、川

勝平太静岡県知事もこれを歓迎した。中部電力は五月一四日まで、稼働中の四、五号機を停止した。菅首相はまた、五月一〇日に原子力を電力の五〇%以上に高めるという一〇年のエネルギー計画を見直す方針を表明し、五月一八日には電力会社の発電、送電部門の分離を検討する考えも示した。

これに反発するののように、自民、公明両党、および民主党内の反菅勢力による不信任決議案提出への動きが激化し、経団連の米倉弘昌会長も首相批判を展開した。しかし、内閣不信任案は五月末に否決され、菅首相は六月一五日には自然エネルギー電力固定価格買取法の実現に意欲を見せ、この法案成立を辞任の条件とするしづさをみせた。

その後、九月に野田政権が発足すると、民主党内では菅首相の脱原発路線を相対化しようとする動きが強まった。たとえば前原誠司政調会長は一〇月四日、原発定期検査後の再稼働やエネルギー政策を議論する党のプロジェクト・チームの座長に大島章宏元経済産業相の起用を発表した。

一方、連合は新增設推進方針の凍結を五月二六日の中央執行委員会⁵³で決定した。六月二日の中央委員会⁵⁴で決めた「政策・制度要求と提言」は、「資源・エネルギー政策」の章で、「このたびの原子力発電所事故を受け、これらの政策の総点検・見直しを行う。それまでの間、原子力エネルギーに関する連合の政策については、より高度な安全確保体制の確立、地域住民の理解・合意という前提条件が確保され難い状況に鑑み、凍結する」との但し書きをつけた。

四ヵ月後の一〇月四日、古賀伸明会長は連合第一二回大会のあいさつで、「中長期的に原子力エネルギーの依存度を低減していき、

最終的には原子力エネルギーに依存しない社会をめざしていく必要がある」と述べ、連合本部にエネルギー政策を見直すプロジェクトチームを設置することも表明した。同時に、民主党支持を基本にしつつも、政策面では是非々々で臨む姿勢を鮮明にした⁵⁵（本年鑑特集1「東日本大震災と労働組合」、第三部II「労働組合全国組織の動向」も参照）。

●電力総連と自治労の対応

一方、原発事故後は電力総連の活動に批判的な注目が集まった。電力総連は九月六～七日に名古屋市中で定時大会を開き、福島第一原発事故を受け、五四年ぶりに「原発推進」の文言を盛り込まない運動方針を採択し、エネルギー政策を見直す検討委員会を設け、一二年二月をめどに新たな方向性を決めるとした。他方で、電力業界と距離を置く民主党議員が増えたことに危機感を強め、電力総連傘下の各労組幹部が五月から六月にかけて、原発存続に理解を得るための組織的な陳情活動を展開した。

また、野田政権の「電力改革及び東京電力に関する関係会合」（座長・藤村修官房長官）は一年末、送電部門を電力会社から切り離す発送電分離を含む論点整理をまとめたが、これに対して電力総連は「労働現場の実態を何ら踏まえないまま論点整理が示された」と批判し、欧米で先行する発送電分離の現状を取り上げて「電気料金は必ずしも低下していない」「安定供給や供給の信頼性に支障が生じている」などと訴えた⁵⁶。

電力総連の民主党に対する影響力の源泉は、潤沢な「政治活動費」に基づく選挙での資金・票・人の提供である。たとえば、朝日

新聞は、「ある電力系労組」が国会等で原発に否定的な発言をした支援議員やその秘書を呼び出し、「『あれはどういう意味ですか?』などと、発言の真意を問いただ」し、組合が「票と人手」を出していることを強調することで議員が言動に慎重になるように圧力をかけていると報じた。⁵⁶⁾

一方、脱原子力力の立場をとる自治労は、「二〇一二―一三年度自治労 地域・自治体政策集」(二〇一一年一〇月)のなかで、国に対し「エネルギー消費を小さくし持続可能な自然エネルギーを基幹エネルギーとする政策への転換」や、「上関や大間原発などの新設(建設中を含む)、川内原発などの増設計画の凍結・中止」、「浜岡原発の廃止、老朽化した原発の運転停止」、「プルトニウム利用政策、プルスール計画について即時凍結、中止」を求めた。また、自治体の政策として、「自然エネルギーを基本としたエネルギーの地産地消、都市間連携を進め、エネルギーの生産と消費における地方分権を進め」としている。福島の前被災地からの避難者の受け入れや食品の放射能検査体制の整備、放射能汚染の恐れのある瓦礫の処理、原子力防災体制の見直し、自治体としての脱原子力政策など、原発事故後の自治体に求められる課題は多い。

おわりに――労組の原発反対と原発推進の論理

本特集は、半世紀以上にわたる労組および労組と連携関係にある運動体・政党などの原子力へのかかわりを検討した。労組が原子力民生利用を批判する論理は、軍事利用との不可分性や研究者への監視体制、放射能公害、独占・合理化への批判のほか、住民サービス

に敏感な自治体労働者の視点など多岐にわたり、時代によって変遷してきた。これに対し、労組が原子力を推進する論理は、原子力発電所の運転や機器を製造する企業利害との一体化に発している。

そのような労使一体化が成り立つためには、少なくとも労働者の差別化が必要である。なぜなら、原子力発電は、ウラン鉱採掘に始まり、ウラン濃縮、燃料棒・燃料集合体への成型加工、使用済核燃料の再処理など膨大な工程を前提としており、これらすべての段階で労働者は放射線の危険にさらされるからである。

とりわけ、定期検査やしばしば起きるトラブル発生の際に、建物や機器の保守、洗浄、修理、交換、除染が必要になるが、そうした作業のかなりの部分は、機械化されたプラント自体の運転とは対照的に、原始的な方法に頼っている。しかも、現場は放射線のリスクのため、防護服の着用やきわめて短い作業時間などの制約を受け、単純作業でさえも困難を極める。こうした特有の労働条件に対して、日本では、多数の非正規労働者の臨時雇用によって正規労働者の特権を守ることを、労組が容認してきたのである。

原子力をめぐる日本の労組のかかわりにおいて、さらに特徴的な点は、労働界再編と政界再編との相互作用にある。福島第一原発事故で問われているのは、労働者や生活者、地域社会の利益を企業利益に従属させてきた垂直的な社会統合の論理であり、規模拡大を自己目的として異論を押しつぶしてきた労働界や政界のあり方でもある。

(本 田 宏)

【注】

- (1) 吉岡、一九九九、六八〇七九頁、九五〇一〇〇頁。
- (2) Samuels 1987, p.241.
- (3) 核物質防衛の方法は、「国際原子力機関 (IAEA)」が七五年に指針を取りまとめ七七年に加盟国に勧告するまでは、当事国に任されていただけで、国内では明確な根拠法令がなかった。また、七八年に主要原子力資材供給国一五カ国が、核拡散防止のための原子力資材輸出規制指針(ロンドン・ガイドライン)を公表し、このなかで核物質防護についても規定した。これらの指針はその後、日米間を含む二国間原子力協定に取り入れられた。鈴木、一九八八、三坂、一九六九、市川、二〇一〇参照。
- (4) 『日本労働年鑑』第五〇集・一九八〇年版、三〇八頁。動燃事業団(動力炉・核燃料開発事業団)は、新型炉開発の主体として、六七年一〇月に発足した。
- (5) 『国民政治年鑑』六九年版、七二年版。本田、二〇〇五、一〇九頁。
- (6) 原水禁、二〇〇二、一七〇頁。
- (7) 日本社会党政策審議会、一九九〇、一六七―一六九頁。
- (8) 『国民政治年鑑』七二年版、二六九頁、日本社会党政策審議会、一九九〇、六二四―六二八頁。
- (9) 本田、二〇〇五、八七―八九頁。
- (10) 河西、一九八九、二九六頁。
- (11) 本田、二〇〇五、九二頁。
- (12) 高井、一九七八、一〇二頁。
- (13) 吉岡、一九九九、一五一、一七八頁。
- (14) 本田、二〇〇五、一三一―一三三頁。『国民政治年鑑』七六年版、八一―三頁。
- (15) Tanaka 1988.
- (16) 高井、一九七八、一〇三頁。
- (17) 『日本労働年鑑』第五〇集・一九八〇年版、三二〇―三二二頁。
- (18) 電機連合のホームページ (<http://www.jetuc.or.jp/history/>) 参照。
- (19) 『日本労働年鑑』第五〇集・一九八〇年版、三二二頁。
- (20) 河西、一九八九、二九五―二九八頁。高井、一九七八、一〇四頁。清水、一九八二。なお、電労中国と電産中国の組合員の合計に占める電産中国の割合は七六年で八・九%であった。
- (21) Tanaka 1988, 本田、二〇〇五。
- (22) 森造市郎原水禁代表委員と草野信男原水協理事長が七七年五月一九日に行った共同記者会見で発表された合意書。合意書には、統一世界大会の開催や国連軍縮特別総会への統一代表団の派遣などが盛り込まれた。統一世界大会は、七七年より八六年まで開催された。しかし、関連する組織間の立場の相違や対立が残り、原水爆禁止運動の「統一」とは程遠い状況だった。
- (23) 『国民政治年鑑』七五年版、三三六頁。七七年版、六三三―六三四頁。七八年版、六九六頁。
- (24) 岩垂、一九八二、九八頁、一四五―一五三頁。
- (25) 『国民政治年鑑』七二年版、四三三頁、および七三年版、二四七頁。高木、一九九九、一四八―一四九頁。原子力資料情報室、一九九五、二頁。
- (26) 本田、二〇〇五、一二四―一二五、一六七―一六八頁。
- (27) 本田、二〇〇五、一五五頁、一五九―一六四頁。
- (28) 本田、二〇〇五、一七〇頁。
- (29) 日本社会党政策審議会、一九九〇、八一六頁。本田、二〇〇五、一七―一八三頁。
- (30) 全民労協(全日本民間労働組合協議会、八二年二月発足)は、民間先行の労働戦線統一を唱え、労働四団体の枠を越えた民間単産の協議会。
- (31) 本田、二〇〇五、一八〇―一八四頁。
- (32) 新川、一九九九、一八六頁。
- (33) 鈴木、一九九一。菅野、一九九一。『朝日新聞』九〇年五月三〇日付。
- (34) 本田、二〇〇五、二三〇頁。
- (35) 新川、一九九九、一七六―一七七頁。
- (36) 『原子力年鑑』九二年版、一〇八―一〇九頁。

- (37) 本田、二〇〇五、二三三頁。
- (38) 『朝日新聞』埼玉版八九年一〇月二日付、一〇月二十五日付。
- (39) 本田、二〇〇五、二二〇～二三三頁。都筑、一九八八。
- (40) 『朝日新聞』九三年三月一七日付。『朝日新聞』西部版九三年七月九日付。なお、電力労連と関連産業の組合は六九年四月に九つの地域別組織からなる全国電労協(全国電力関連産業労働組合協議会)を構成していたが、八一年三月に電力労連、日電工労連、検集労連、電工同盟の四単産と一〇地方電力総連からなる電力総連(全国電力関連産業労働組合連合)を発足させた。電力総連は九三年九月に電力労連、電工労連、検集労連、電保労連の四産別組織を解散し、地域別組織と職域組織で構成する単産として再出発した。
- (41) 『朝日新聞』大阪版九四年三月一八日付。『朝日新聞』名古屋版九五年三月一日付。
- (42) 新川、一九九九、一八三頁。日本社会党史編纂委員会、一九九六、一七〇頁。『原子力年鑑』九五年版、五〇頁。
- (43) 『原子力年鑑』九六年版、五二～五四頁。
- (44) 『原子力年鑑』九五年版、五〇～五一頁。
- (45) 『朝日新聞』九九年一〇月二一日付、一〇月二二日付、一〇月二三日付。
- (46) 『朝日新聞』道内版九八年九月一日付および二〇〇〇年一月二六日付。
- (47) 『原子力年鑑』二〇〇四年版各論、四五頁。
- (48) 『原子力年鑑』二〇〇〇・二〇〇一年、一二〇頁。一方、社会民主党は九九年頃から、「脱原子力政策」を再び看板に掲げるようになり、自然エネルギーの推進に熱心に取り組みようになった。
- (49) 『朝日新聞』一一年九月二五日付。
- (50) 『朝日新聞』一〇年八月二〇日付。
- (51) 『アエラ』一一年四月二五日号。
- (52) 『東京新聞』一一年六月三日付。
- (53) 『朝日新聞』一一年一〇月五日付、二二年五月二六日付夕刊。

- (54) 『朝日新聞』福井全県版一一年一〇月二五日付。
- (55) 『朝日新聞』一一年九月七日および二二年一月二三日付。電力総連の連合内での影響力を象徴するのは、東電労組委員長(九一年)、電力総連会長(九三年)、連合事務局長(九七年)を歴任した笹森清(二一年六月四日死去)が〇一年から〇五年まで連合会長を務めたことである。笹森は、一〇年一〇月には菅内閣の特別顧問に就任した(『朝日新聞』一一年六月四日夕刊)。
- (56) 『朝日新聞』一一年二月一日付。

【参考文献】

- *市川富士夫「七〇年代、原子力研究機関の労働組合の核拡散防止へのかかわり——原研当局の核物質防護を口実とした組合活動の敵視と労働委員会での和解」『政経研究』九五号、二〇一〇年二月、一一一～一二三頁。
- *岩垂 弘「核兵器廃絶のうねり——ドキュメント『原子力禁運動』連合出版、一九八二年。
- *河西宏祐『企業別組合の理論 もうひとつの日本の労使関係』日本評論社、一九八九年。
- *菅野 章「造船重機 日米安保堅持掲げ、防衛産業 推進」『労働運動』三一〇号、一九九一年七月、七四～八二頁。
- *原子力資料情報室編・発行『脱原発の二〇年 原子力資料情報室と日本世界の歩み』一九九五年。
- *原水禁(原水爆禁止日本国民会議・二二世紀の原水禁運動を考える会編『開かれた「バンドラの箱」と核廃絶へのたたかい』七つ森書館、二〇〇二年)。
- *国民政治年鑑編集委員会『国民政治年鑑』各年版、日本社会党機関紙局。
- *清水英介「電力労働者の反原発闘争 電産中国から」西尾漢編『反原発マップ』五月社、一九八二年、一七八～一八六頁。
- *新川敏光『戦後日本政治と社会民主主義——社会党・総評プロックの興亡』法律文化社、一九九九年。

- *鈴木しょうじ『電力労連 原子力発電推進を公然と主張』『労働運動』二二七号、一九八四年一〇月、二二二～二二五頁。
- *鈴木しょうじ『労組の力量』かけ原発積極推進』『労働運動』三二〇号、一九九一年七月、九三～一〇〇頁。
- *鈴木光弘『原子力開発の原点と原研労組のたたかい 核兵器廃絶と原子力平和利用』『賃金と社会保障』九九三号、一九八八年九月上旬号、七五～八一頁。
- *『総評四十年史』編纂委員会編『総評四〇年史 第二巻』第一書林、一九九三年。
- *高井真一「原発問題が労働者に問いかけるもの」月刊労働問題二五一号、一九七八年八月、九五～一〇六頁。
- *高木仁三郎『市民科学者として生きる』岩波新書、一九九九年。
- *都筑 健「放射能災害警報ネットワークづくり」『賃金と社会保障』九九四号、一九八八年九月下旬号、七五～八一頁。
- *日本原子力産業会議編・発行『原子力年鑑』各年版。
- *日本社会党史編纂委員会『日本社会党史』社会民主党全国連合、一九九六年。
- *日本社会党政策審議会『日本社会党政策資料集成』日本社会党中央本部機関紙局、一九九〇年。
- *反原発運動全国連絡会編『反原発新聞縮刷版第Ⅱ集（二〇一号～一六〇号）』野草社、一九九二年。
- *法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』第五〇集・一九八〇年版、一九七九年一月一〇日、労働旬報社。
- *本田 宏『脱原子力の運動と政治』北海道大学図書刊行会、二〇〇五年。
- *三坂 侃『原子力産業における労働災害と安全上の問題』『労働経済旬報』七六六号、一九六九年一〇月、三三～三四頁。
- *山内和隆『造船重機 際立つ反共労資協調主義』『労働運動』二二七号、一九八四年一〇月、二〇九～二一一頁。
- *ロベルト・ユンク『原子力帝国』社会思想社・現代教養文庫、一九八九

年。

- *吉岡 斉『原子力の社会史 その日本的展開』朝日新聞社、一九九九年。
- *Samuels, Richard J., 1987: *The Business of the Japanese State. Energy Markets in Comparative and Historical Perspective.* Ithaca and London: Cornell University Press.
- *Tanaka, Yuki 1988: "Nuclear Power and the Labour Movement, in Gavan McCormack and Yoshio Sugimoto, eds, *The Japanese Trajectory: Modernization and beyond.* Cambridge: Cambridge University Press pp.129-146.